

第1部 四国総合通信局の重点施策

3 通信・放送インフラの防災・減災推進

(1) 災害時に備えた通信・放送事業者、関係機関との連携

災害時に迅速かつ効率的に通信・放送設備を復旧し通信・放送サービスが確保できるよう、「災害時における通信サービスの確保に関する四国地方連絡会」等を通じ通信・放送事業者と連携し、自治体、自衛隊・海上保安部等と訓練を行うとともに、四国総合通信局のリエゾン職員の訓練への派遣、省庁地方支分部局との連携強化等による体制の強化を図ります。

(2) 災害時に使用する移動通信機器等の自治体等への貸出し

(3) 自治体への臨時災害放送局機器の貸出し及び円滑な開設のための取組

- 大規模災害発生時に迅速かつ効率的に通信施設を復旧して通信サービスが確保できるようにするため、四国総合通信局、電気通信事業者及び四国4県による「災害時における通信サービスの確保に関する四国地方連絡会」を設置し、相互連携を推進。
- 上記連絡会において災害時に政府/県の対策本部に参集する「通信確保調整チーム」の具体的な運営方法や自衛隊との連携方法について申し合わせを締結。

災害時における通信サービスの確保に関する四国地方連絡会

■ 設置 令和元年7月30日

■ 構成メンバー

NTT西日本、STNet、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、四国総合通信局
(オブザーバ: 四国行政評価支局、中四国産業保安監督部、四国経済産業局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

■ 取組課題等

通信サービスの確保に向けた、円滑な初動対応の実施及び県対策本部との連絡調整

- (1) 通信設備の復旧のためのインフラ(道路、電力、伝送路)の状況と復旧見込みの把握、燃料の確保
- (2) 通信エリア復旧の対象地区(重要拠点、孤立集落、避難所など)における情報及び優先度の調整
- (3) 固定電話・携帯電話サービスの現状と復旧見込み情報の公表

・伝送路の被害情報
・復旧見込み
・代替手段の確保

伝送路

連絡調整

・道路の被災情報
・復旧見込み
・代替ルート確保

道路

燃料

・燃料供給情報
・燃料の優先割当

電力

・停電情報
・復旧見込み

これまでの取組

■ 連絡会設置以降、年1~2回会合を開催(計4回)し、以下のような協議や申合せの締結を実施。

- ① 自衛隊との連携方法、大規模災害発生時の通信の臨時確保・通信システムの復旧等のオペレーションについて協議、確認
- ② 「避難所におけるWi-Fi環境の構築(Wi-Fiの空白地帯の解消)」について、連絡会での申合せ締結及び具体的なオペレーションの検討
- ③ 「通信サービスの利用できない状況が長く続く場合の解消に向けた対応」について、連絡会での申合せ締結及び具体的なオペレーションの検討

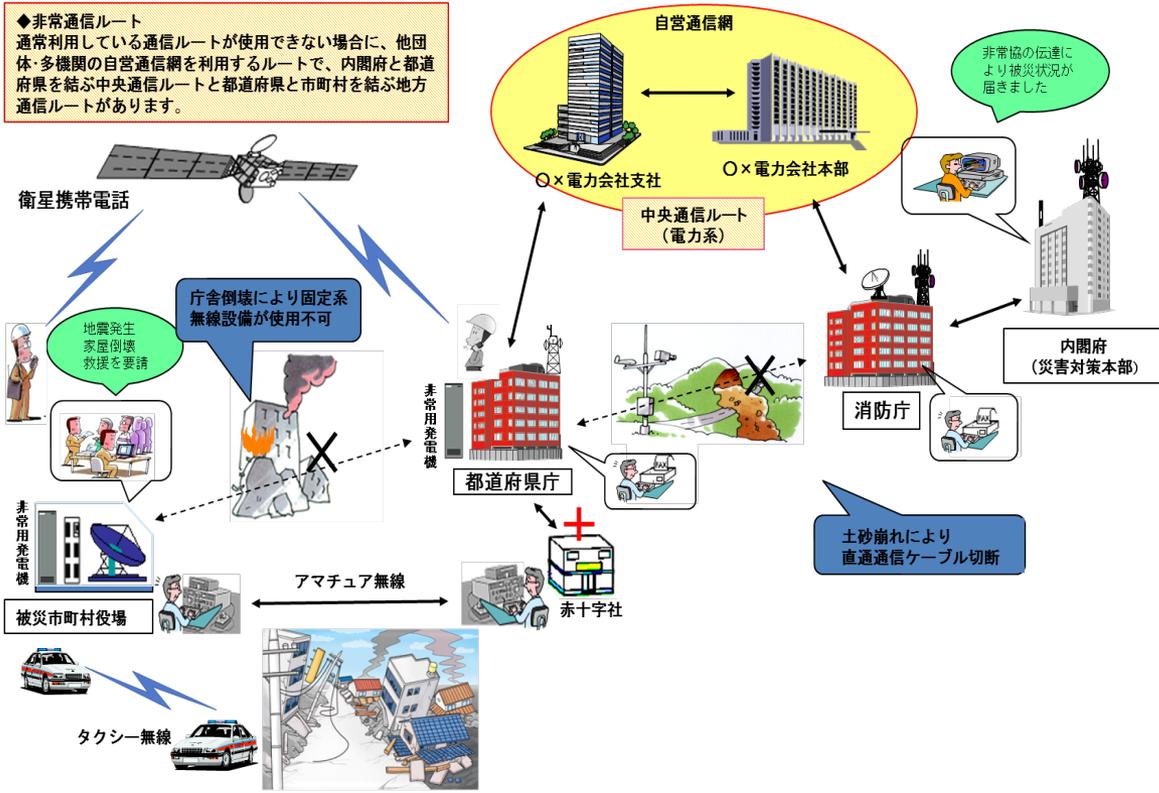
今後の取組

- ① 令和4年12月に西日本高速道路(株)四国支社との間で、災害時における災害復旧車両の円滑な通行に係る協定を締結。今後、同協定に基づき同社及び通信事業者との連携訓練等を実施
- ② 各県が実施する図上訓練、陸上自衛隊第14旅団が実施する訓練及び海上保安庁の訓練に参加

- 「四国地方非常通信協議会」は、四国地方における非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、国、県、電気通信事業者など、非常通信の運用に密接な関係を有する39機関で構成されている。
- 毎年、非常通信訓練、非常通信に関する周知・啓発などを実施するなど、非常災害時における通信体制の確保を図っている。

非常通信ルートのイメージ

◆非常通信ルート
通常利用している通信ルートが使用できない場合に、他団体・多機関の自営通信網を利用するルートで、内閣府と都道府県を結ぶ中央通信ルートと都道府県と市町村を結ぶ地方通信ルートがあります。



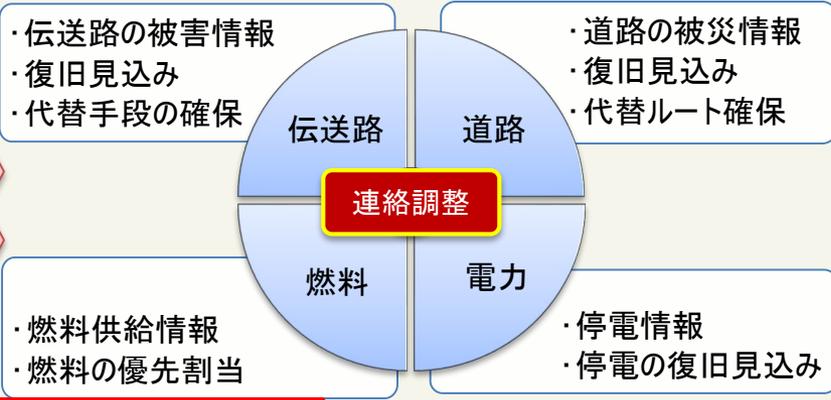
主な活動

- 非常通信実施体制の確保
非常災害時における通信・放送を確保するため、無線局の管理体制や無線設備等を構成員が点検を行うもの。
- 防災・非常通信に関する周知・啓発
防災や非常通信に関する認識の向上や啓発のための講演等(防災通信セミナー)について構成員に参加を呼びかける。
- 防災相互通信用周波数を使用した感度試験
防災関係機関間において、相互に通信できる周波数(防災相互通信用周波数:158.35MHz)を装備している四国管内の無線局を対象として、通信可能エリアを把握することにより、災害時における円滑な通信の確保を図ることを目的として実施している。
- 全国非常通信訓練の取組
災害想定の下で実践的な訓練を行うことにより、平常時使用している通信手段が使用できない状況下における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図ることを目的に実施。

リエゾン派遣による通信設備の早期復旧に向けた取組



住民・自治体の要望
事業者のヒト・モノ(物資)供給体制の確保



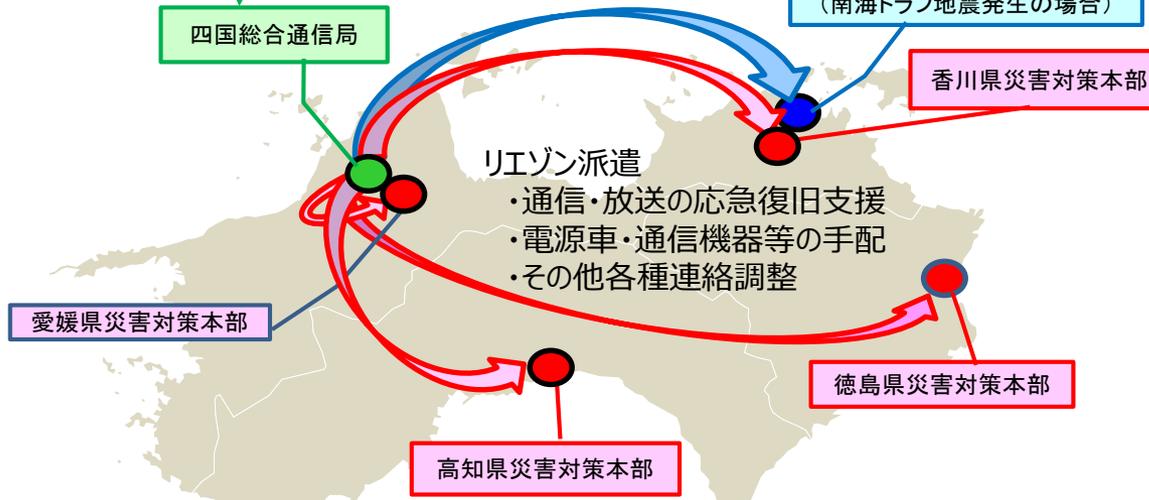
重要業務から場所移動
リエゾン派遣強化は重点施策

総務省(本省、総合通信局等)、通信・放送事業者等

四国総合通信局

四国緊急災害現地対策本部
(南海トラフ地震発生の場合)

■災害対応窓口
総務省 四国総合通信局 防災対策室
電話 089-936-5081



- 《 四国4県の防災担当部署 》
- 徳島県
危機管理環境部とくしまゼロ作戦課
電話 088-621-2281
 - 香川県
危機管理総局危機管理課
電話 087-832-3183
 - 愛媛県
県民環境部防災局防災危機管理課
電話 089-912-2335
 - 高知県
危機管理部危機管理・防災課
電話 088-823-9320

- 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現。

【四国管内の活用実績】

- ・平成25年度補正予算：南海放送(株)、(株)テレビ愛媛、(株)あいテレビ、(株)愛媛朝日テレビ
- ・平成26年度補正予算：南海放送(株)
- ・平成27年度補正予算：(株)あいテレビ、(株)愛媛朝日テレビ
- ・平成28年度当初予算：南海放送(株)
- ・平成28年度補正予算：南海放送(株)、今治コミュニティ放送(株)
- ・平成29年度当初予算：(株)テレビ愛媛、(株)瀬戸内海放送
- ・平成30年度当初予算：(株)エフエム愛媛、連携主体（(株)あいテレビ、(株)愛媛朝日テレビ）、(株)あいテレビ

【施策の概要】

(1) 施策の概要

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靱化を実現する。

(2) 施策の具体的内容

放送施設の災害策強化、災害情報の迅速・正確な伝達のため、次の費用の一部を補助

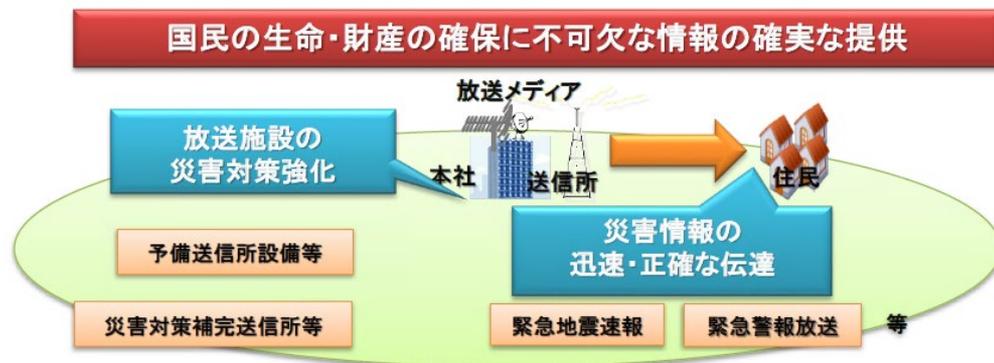
- ・放送局の予備送信所設備等
- ・災害対策補完送信所等、
- ・緊急地震速報設備等の整備費用

※平成30年度予算までは予備設備等も補助対象

(3) 補助率

地方公共団体 補助率1/2

第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率1/3



- 大規模災害時における中継局等からの放送継続のため、テレビやラジオの中継局等の耐災害性を強化。

【四国管内の活用実績】

- ・令和2年度予算：連携主体（株）愛媛朝日テレビ、(株)あいテレビ
- ・令和3年度予算：四国放送(株)、連携主体（四国放送(株)、(株)エフエム徳島）
- ・令和4年度予算：四国放送(株)、南海放送(株)

【施策の概要】

(1) 施策の概要

大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る。

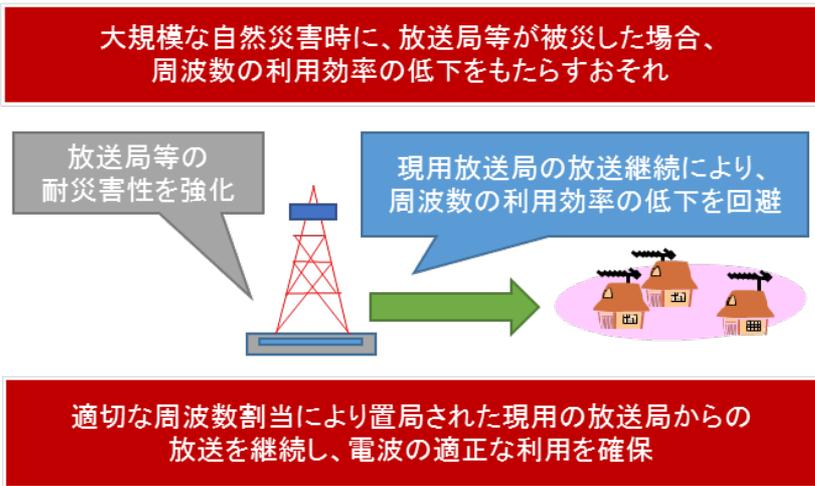
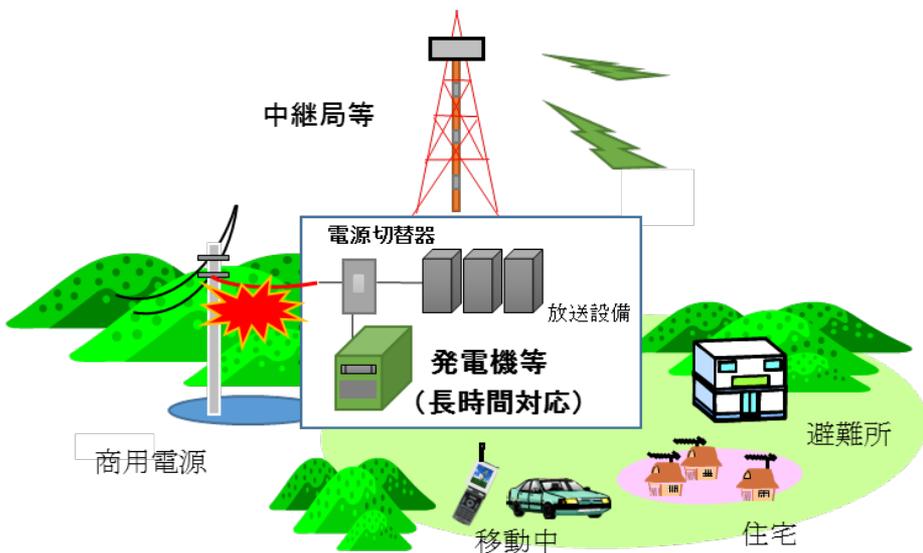
(2) 施策の具体的内容

地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化のため、次の費用の一部を補助

- ・停電対策
- ・予備設備の整備

(3) 補助率

- 地方公共団体 補助率1/2
- 地上基幹放送事業者等 補助率1/3
- 受信障害対策中継局 1/2
- 条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村 2/3



- 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現。

【四国管内の活用実績】

- ・平成25年度補正予算：(株)ハートネットワーク（愛媛県）、四万十市（高知県）
- ・平成27年度当初予算：(株)ハートネットワーク（愛媛県）
- ・平成29年度当初予算：(株)愛媛CATV（愛媛県）
- ・令和3年度当初予算：梶原町（高知県）

1 施策の概要

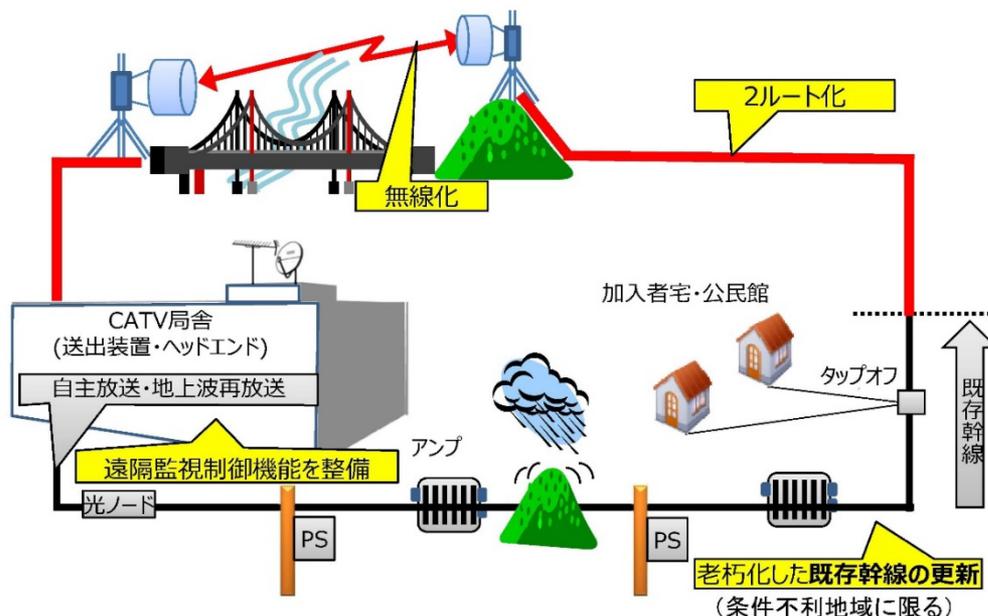
放送・通信網の切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、地域ケーブルテレビネットワークについて、有線網切断が想定される箇所等の2ルート化(複線化)、条件不利地域における2ルート化に併せて老朽化した既存幹線を更新、監視制御機能の強化等に係る設備の整備を行う地方公共団体等に対し、整備費用の一部を補助。

2 スキーム(補助金)

事業主体：市町村(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、第三セクター、またこれらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む

対象設備：伝送路設備、送受信装置、無線アクセス装置、監視制御・測定装置等

補助率：市町村の単独若しくは連携の場合：1/2、第三セクターの場合：1/3



- 「新たな日常」の定着・加速に向けて、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めることが必要。
- 災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまで以上に求められる。在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化が必要。
- 災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助。

【四国管内の活用実績】

- ・平成29年度当初予算、平成29年度補正予算：徳島県那賀町
- ・平成30年度補正予算（ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業）：徳島県那賀町
- ・令和元年度補正予算（ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化による耐災害性強化事業）：徳島県那賀町
- ・令和3年度補正予算（『新たな日常』の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業）：徳島県那賀町

1 施策の概要

以下の条件をいずれも満たす地域におけるケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助。

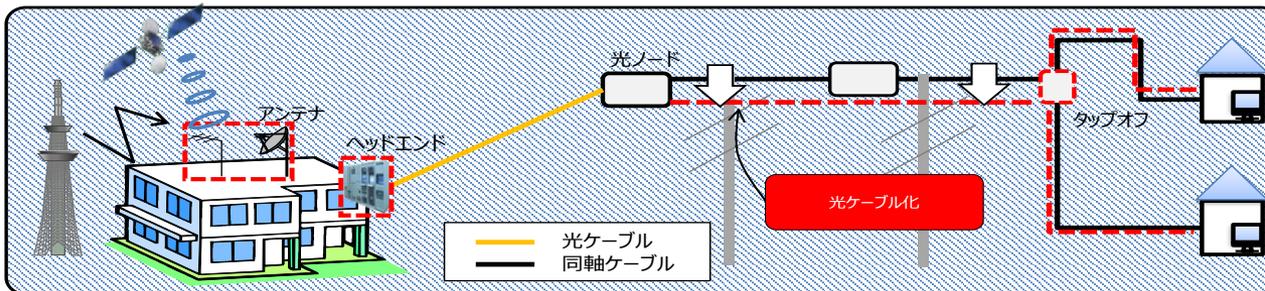
- ①ケーブルテレビが、地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域（離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域）
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

2 スキーム（補助金）

事業主体：市町村（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、第三セクター（これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者）を含む。）

対象設備：光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等

補助率：市町村の単独若しくは連携の場合：1/2、第三セクターの場合：1/3



- 国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備を支援。

【四国の支援実績】

- ・平成26年度当初予算：南海放送(株)
- ・平成29年度当初予算：四国放送(株)、南海放送(株)、今治コミュニティ放送(株)
- ・平成30年度当初予算：四国放送(株)、西日本放送(株)、南海放送(株)、(株)高知放送

1 施策の概要

(1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。

(2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。

(3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。

2 スキーム (補助金)

(1) 事業主体

民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等

(2) 補助対象

難聴対策としての中継局整備

(3) 補助率

- ・地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
- ・都市型難聴 1/2



支援事業名	施策の概要	実施主体〔実施エリア〕	現在の状況
民放ラジオ 難聴解消事業	国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するためAMラジオの難視聴解消のため、FM方式によるAMラジオの補完中継局の整備費用の一部を補助する。	①②④南海放送㈱〔愛媛県〕 ②④四国放送㈱〔徳島県〕 ③今治コミュニティFM㈱〔愛媛県〕 ④西日本放送㈱〔香川県〕 ④㈱高知放送〔高知県〕	①整備完了(平成26年度) ②整備完了(平成29年度) ③整備完了(平成29年度) ④整備完了(平成30年度)
放送ネットワーク整備 支援事業	避難情報等を確実に住民等へ提供するため、ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備費用の一部を補助する。 ※平成30年度以前は、予備送信、予備電源、予備中継回線等も補助対象。	①②④⑤南海放送㈱〔愛媛県〕 ①⑥㈱テレビ愛媛〔愛媛県〕 ①③⑦㈱あいテレビ〔愛媛県〕 ①③㈱愛媛朝日テレビ〔愛媛県〕 ⑤今治コミュニティFM㈱〔愛媛県〕 ⑥㈱瀬戸内海放送〔香川県〕 ⑦㈱エフエム愛媛〔愛媛県〕 ⑦連携主体(㈱あいテレビ、㈱愛媛朝日テレビ)〔愛媛県〕	①整備完了(平成25年度補正) ②整備完了(平成26年度補正) ③整備完了(平成27年度補正) ④整備完了(平成28年度) ⑤整備完了(平成28年度補正) ⑥整備完了(平成29年度) ⑦整備完了(平成30年度)
地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	大規模災害時における中継局等からの放送継続のため、テレビやラジオの中継局等の耐災害性強化のための費用の一部を補助する。	①㈱愛媛朝日テレビ〔愛媛県〕 ①㈱エフエム香川〔香川県〕 ②⑦南海放送㈱〔愛媛県〕 ②㈱エフエム愛媛〔愛媛県〕 ③㈱エフエムびざん〔徳島県〕 ④連携主体(㈱愛媛朝日テレビ、㈱あいテレビ)〔愛媛県〕 ⑤連携主体(四国放送㈱、㈱エフエム徳島)〔徳島県〕 ⑥⑦四国放送㈱〔徳島県〕	①整備完了(令和元年度) ②整備完了(令和元年度) ③整備完了(令和元年度) ④整備完了(令和2年度) ⑤整備完了(令和3年度) ⑥整備完了(令和3年度) ⑦整備中(令和4年度)
地域ケーブルネットワーク整備事業	地方公共団体等の所有するケーブルテレビネットワークについて、防災目的で伝送路設備の多重化を行い、災害時等に放送・通信が切断されないような情報伝達システム形成に必要な整備費用の一部を補助する。	①②㈱ハートネットワーク〔愛媛県〕 ①四万十市〔高知県〕 ③㈱愛媛CATV〔愛媛県〕 ④椿原町〔高知県〕	①整備完了(平成25年度補正) ②整備完了(平成27年度当初) ③整備完了(平成29年度当初) ④整備完了(令和3年度当初)
ケーブルテレビネットワーク光化促進事業	地方公共団体等の所有するケーブルテレビネットワークについて、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達及び4K・8Kの送受信環境を確保するため、ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助する。	①②那賀町〔徳島県〕	①整備完了(平成29年度当初) ②整備完了(平成29年度補正)
ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業	ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化(ケーブルテレビネットワーク光化)のための緊急対策を実施する。	那賀町〔徳島県〕	整備完了(平成30年度補正)
ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業	ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化(ケーブルテレビネットワーク光化)のための緊急対策を実施する。	那賀町〔徳島県〕 那賀町〔徳島県〕	整備完了(令和元年度補正) 整備完了(令和3年度補正)

第1部 四国総合通信局の重点施策

3 通信・放送インフラの防災・減災推進

(1) 災害時における通信事業者・放送事業者との連携

(2) 災害時に使用する移動通信機器等の自治体への貸出し

災害時の通信手段を確保するため、希望する自治体等に対し必要な移動通信機器・移動電源車の貸出を行います。

(3) 自治体への臨時災害放送局機器の貸出し及び円滑な開設のための取組

- 災害発生時に通信手段を確保することにより、災害対策活動の迅速かつ円滑な遂行に資するため、総務省では移動通信機器を全国11箇所に備蓄し、自治体（災害対策本部）等に無償で貸出を行っている。
(電話等での貸出要請可。申込みが多数あった場合は調整する場合がある。)

【四国総合通信局管内の備蓄数】(令和5年4月現在)

衛星 携帯 電話	 ワイドスターⅡ 0台(100台)		 ワイドスターⅡ専用 Wi-Fiルータ 0台(50台)		
	 インマルサット アイサットフォン 5台(77台)	 イリジウム 3台(73台)	スラーヤ 2台(50台) (写真なし)	※ 人工衛星と通信するため南方の空が開けている屋外又は窓際で利用可能	
M C A 無線	 10台 (280台) ※ MCAのサービス エリア内で利用可能	簡易 無線	 70台 (1065台) ※ 見通しで3~5Km 程度の通信が可能		
	 パワーイレ・スリー 1台(12台) ※ 消費電力390Wを 5時間30分供給可能 /重量約52kg	公共 BB	 キャリーボーン 無線機本体 1台(11台) バッテリー ※ 数Km程度の 映像伝送が可能 移動局		

- ※ ()内は、全国の総備蓄数
- ※ 四国管内の備蓄数だけで足りない場合は、全国の備蓄機器を融通。
- ※ 無線従事者の資格は不要。(公共ブロードバンド移動通信システムは必要)

- ※貸出先は、地方公共団体及び災害復旧関係者等
- ※貸出期間は、原則半年以内。
- ※機器搬送料及び通話(発信)に係る費用を含め無償貸出。
(返却費用が発生することがある)
- ※防災訓練への参加も可能。



■ **移動通信機器に関する連絡・問合せ**
四国総合通信局 無線通信課
 電話 089-936-5066

- 災害で停電が発生した場合、通信設備等を運用するための電力供給を目的として、自治体や通信・放送事業者に移動電源車の貸出を行う。(所要の手続きが必要。)



小型移動電源車
(4WDオフロードタイプ)
北海道、東北、信越、北陸、
東海、近畿、**四国**に配備



出力:5.5kVA ■ 端子:100V
(最大負荷時満タンで約25時間稼働)

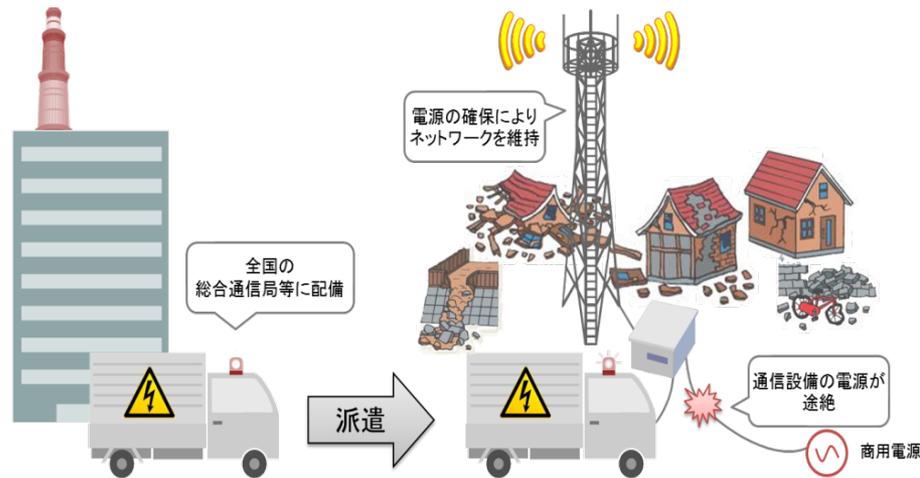
【発電機操作盤】



中型移動電源車
(2tトラックタイプ)
東海、中国、九州に配備

出力:100kVA ■ 端子:100V・200V、単相・三相
(最大負荷時満タンで約6時間稼働)

※電源ケーブル等の規格については、お問い合わせください。



<活用例>

- ・市町村防災行政無線、放送事業者のミニサテライト局、小容量の携帯電話基地局への電源供給

- ※ 四国総合通信局において貸与する移動電源車が不足する場合や、中型移動電源車が必要な場合は、他の総合通信局等と連携して対応。
- ※ 自治体へは無償貸与、民間事業者へは有償貸与となる。
- ※ 運用時や返却時の燃料費等の費用が必要。
- ※ 防災訓練への参画も可能。

■ **移動電源車に関する問い合わせ、貸出の申込窓口**
総務省 四国総合通信局 総務課
電話 089-936-5010

第1部 四国総合通信局の重点施策

3 通信・放送インフラの防災・減災推進

- (1) 災害時における通信事業者・放送事業者との連携
- (2) 災害時に使用する移動通信機器等の貸出し

(3) 自治体への臨時災害放送局機器の貸出し及び円滑な開設のための取組

災害時に、自治体が被害情報や避難情報等を地域住民に提供すべく臨時災害放送局を開設するために必要な機材の貸出しを行います。また、その円滑な開設のため、平時から、自治体の送信点調査に協力する等必要な準備を進めます。

- 臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等が開設する臨時かつ一時的な目的のためのFMラジオ放送局。

臨時災害放送局の概要

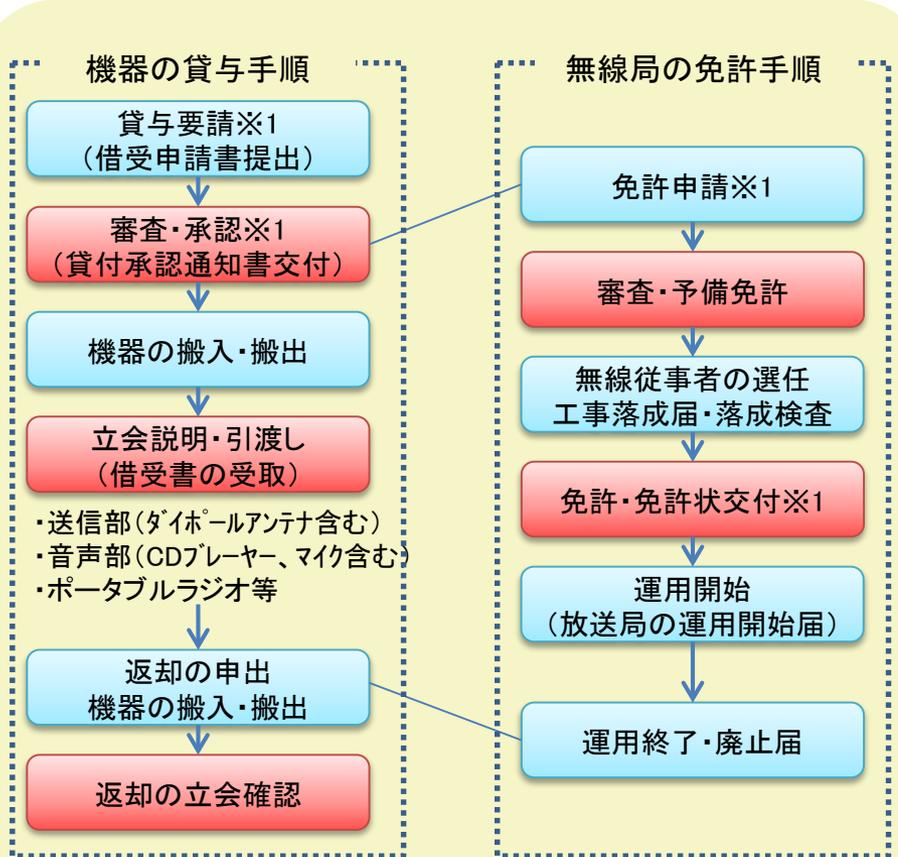
◆免許主体	被災地の地方公共団体等(災害対策放送を行うのに適した団体)
◆周波数	FM放送の周波数(76.1MHz~94.9MHzのうち割当可能な周波数)
◆空中線電力	必要な範囲(参考:コミュニティ放送局は20Wまで)
◆放送対象地域	災害対策に必要な地域の範囲内
◆免許の期間	被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間
◆免許の方法	電話等により口頭で申請し、免許を受けることが可能(臨機の措置) 後日、正式に申請書類を提出することが必要。
◆放送番組	被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のもの

- ・ これまで災害時に開設された例では、①地方公共団体が放送設備を確保して開設したケース、②既存のコミュニティ放送局を休止し、その設備を使用して地方公共団体が臨時災害放送局を開設したケースなどがあります。



貸与・開局手順の概要

災害時において、被害情報や避難情報等を地域住民に確実に提供するため、自治体に臨時災害放送局用の機器を無償で貸出を行っている。



※1 災害発生時等の緊急やむを得ない場合は、貸与要請～承認及び免許申請～免許の手続きを電話等で行い(臨機の措置)、後日、文書による手続きを行っていただきます。
※2 貸与期間は原則1年以内

- ◇四国総合通信局配備の機器（送信機・アンテナ等2組）で不足する場合は、他の総合通信局等と連携して対応。
- ◇災害時だけでなく、平時、防災訓練等における活用（貸出）も可能。
- ◇無線設備の操作には、第2級陸上無線技術士以上の無線従事者資格が必要。



<臨時災害放送局>
地方公共団体等が臨時かつ一時の目的(暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事、その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと)のために開設するFMラジオ放送局。

■臨時災害放送局に関する連絡・問合せ先
総務省 四国総合通信局 放送課
電話 089-936-5037

災害発生時に重要通信の疎通を確保するため緊急やむを得ない場合、通常、書面又は電子申請で行っている無線局の免許、周波数・無線設備・設置場所・移動範囲等の変更に関する申請手続きを、口頭または電話等の迅速な方法で行う。

臨機の措置による対応例

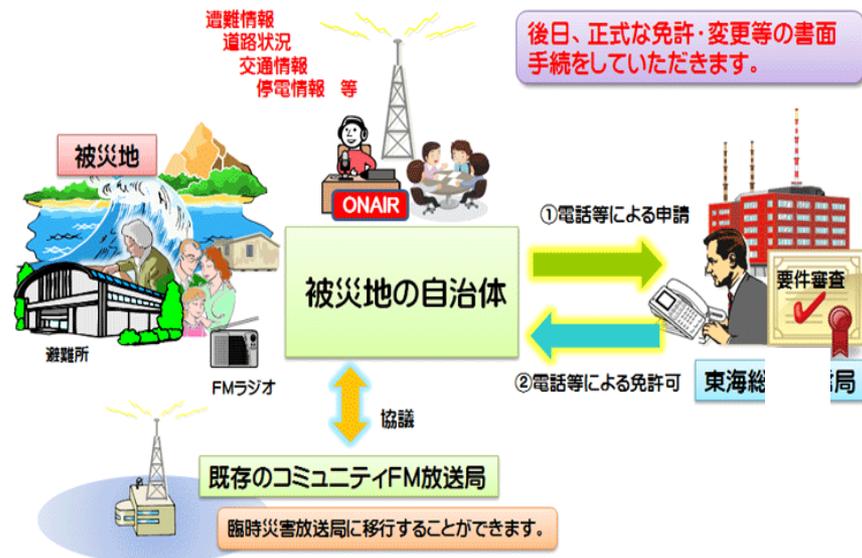
これまで、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災など、多くの災害時に適用されている。

○東日本大震災では、

- ・携帯電話用臨時基地局、消防用無線局、防災行政用無線局など約470件の無線局の免許等を行い、情報伝達手段の迅速な確保に寄与。また、被災地に29局の臨時災害放送局を免許。

○四国管内でも、

- ・平成26年の台風等災害において、携帯電話基地局や放送局用中継局が被害を受け通信不能となったため、携帯電話基地局3局と放送用中継局1局を免許。情報通信手段の迅速な確保に寄与。
- ・平成30年7月豪雨においては、開設準備中だったFM補完中継局を臨機の措置により免許。
- ・令和元年の東日本災害において、復旧作業への協力のために、四国管内の無線局の移動範囲を臨機の措置により拡大許可。



手続きの一例：臨時災害放送局の開設

許認可手続きの特例措置

無線局の免許・変更について口頭等による手続きを行うことができます。

【手続】

- (1) 災害発生時等緊急やむを得ない場合、申請者がまず口頭又は電話等の方法で総合通信局に無線局の免許または変更の申請を行う。
- (2) 申請の結果(免許または変更許可等)は、総合通信局から電話等で伝える。
- (3) 後日改めて書面による申請手続きが必要。

■ 臨機の措置に関する連絡・問合せ先

総務省 四国総合通信局

■ 自治体(防災行政、水道等)関係無線局、
電気通信事業者関係無線局及びその他の無線局
無線通信部 無線通信課 電話 089-936-5066

■ 航空機・船舶関係無線局
無線通信部 無線通信課 電話 089-936-5021

■ 放送関係無線局
情報通信部 放送課 電話 089-936-5037

- 四国総合通信局に配備されている臨時災害放送局用の機材を平時においても活用するため、希望する自治体を中心に送信場所の調査を実施し、発災時に円滑に開設できるよう、放送エリアの確認を行う。
- 調査に併せて、実際に活用方策の検討に資するため、機器の設営方法、無線従事者の確保、運用する際の課題の抽出を行い、総通局としてのサポートできる内容を説明。
- 設置訓練も併せて実施することにより、自治体職員による放送手順の確認や、住民の方にラジオを聴取してもらい、災害時における臨時災害放送局の認知度向上を図ることも想定。

<平時からの備えが重要>

- 1 管内自治体を対象に臨時災害放送局に関するアンケート調査を実施し、災害時における情報伝達手段として臨時災害放送局の開設希望や、当局からの機器貸出し希望、送信点検討のための調査希望などを把握する。
- 2 アンケートの結果をみて、「災害発生時に開局が想定される自治体」については、リスト作成の行き、役場屋上等を送信点として臨時災害放送局として利用が想定される周波数、空中線電力等のシミュレーションを行う。
- 3 災害が発生し自治体から貸し出しの要請があった場合に備えて、機器貸出手続及び貸出体制（機器搬送方法を含む）など規程等を整備する。
- 4 送信設備等の機能・性能を維持するよう、定期的な保守点検及び習熟のため組立て訓練行う。
- 5 他管内での運用実績等のノウハウの共有化を図る。

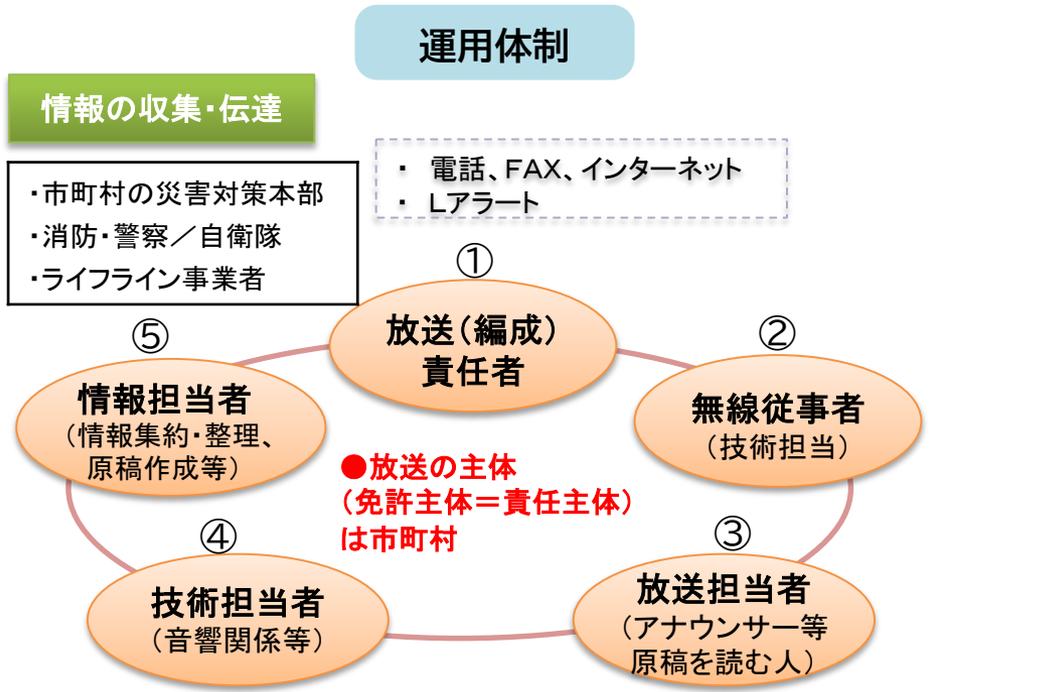
訓練内容【例】

- ・ 臨時災害放送局の貸出し、開設のための模擬電話
- ・ 役場・市役所職員向けに組立て訓練の実施
- ・ 職員による放送の手順確認、あらかじめ収録（ICレコーダー活用も可能）による放送
- ・ 受信状況の調査として、避難場所の管理者等によるラジオ受信、住民の協力を得て調査を行うことも可能。



災害時に円滑に臨時災害放送局を開設するためには、平時から地域の関係者とともに、放送設備（機材等）や協力体制の確保・確認、訓練等を行っておくことが有効です。

- 臨時災害放送局を運用する「体制」(要員)として必要となるのは「放送担当」「技術担当」「情報担当」及び総括責任者です。自治体職員のみで運用することは困難な場合があり、これまでの開設例では技能・経験を有する外部の者の協力を得て運用されています。
- 放送局の免許を受けた市町村は、電波法・放送法等関係法令上の責任を負う立場にあるため、外部に運営を託す場合でも、放送の実施状況、内容などを把握し、適切に放送局を運営・管理することが必要です。災害時の放送番組の編集方針(情報の取扱い等)について、委託先とあらかじめ協議しておくことが必要です。
- 運営経費は、基本的には免許主体である市町村が負担すべきものですが、コミュニティ放送事業者等外部に運営を委託する場合、どのような費用負担とするかは両者の関係によって異なります。関係者であらかじめ協議しておくことが必要です。
- 放送局の運用に必要な「無線従事者」については上位の資格が必要ですが、自治体職員の中で確保することは困難であることが多いため、放送事業者・CATV事業者等の事業者に、平時からあらかじめ確認・依頼をしておくことが重要です。



- ① 放送(編成)責任者**
放送局の免許主体は当該自治体であり、放送全般について責任を負う。自治体の担当部署の役職者等を責任者として決定しておくことが必要。総合通信局との免許申請などの対応窓口も必要。
- ② 無線従事者(技術担当)**
無線局(放送局)の運用のために必要不可欠な技術担当者が必要。第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士の有資格者であることが必要(防災行政無線等に必要資格より上位のもの)。
- ③ 放送担当者**
自治体の広報担当者、放送局等のアナウンサー経験者等アナウンス技術のある方が望ましい。研修等により技術の習得も可能である。被災生活が長期化した場合や、早朝・深夜の対応、定型なお知らせ等には、一部CFMが導入している自動読み上げ装置(ソフト)も有効。
- ④ 技術担当者**
ミキサーによる音声の管理、CDの入れ替え、放送素材の送出(録音音源・音声素材等)の管理などを行いながら、放送機材全般の保全及びメンテナンスを担当する者が必要。
- ⑤ 情報担当者**
災害情報(自治体内及び外部からの)を収集・整理し、放送用原稿を作成する。情報の正確性の観点から自治体職員が担当することが望ましい。Lアラート等を活用し、最新の災害情報を収集し、発信する必要がある。

- 四国総合通信局では、地方公共団体等が開催する防災訓練に参加し、臨時災害放送局の展示、災害発生により機器の貸し出しから運用することまでを想定した開設訓練、実際に電波を発射したデモンストレーションなどを実施しています。
- デモンストレーションでは、地元の放送事業者の協力により訓練の様子を生中継し、訓練会場や避難所等に配置したFMラジオに向けて放送することがあります。



訓練で開設された避難所等



訓練会場及びその周辺



訓練会場に設置したアンテナ



災害対策本部



訓練会場スタジオ
(地元放送事業者の協力)



臨時災害放送局機器
(四国総合通信局)



四国総合通信局

・臨時災害放送局
免許申請事務

・災害情報提供

